

議案第 12 号

目黒区立在宅介護支援センター条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 17 日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区立在宅介護支援センター条例を廃止する条例

目黒区立在宅介護支援センター条例（平成 6 年 12 月目黒区条例第 43 号）
は、廃止する。

付 則

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の利用に係る使用料の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に行われていない指定管理者の管理の業務の実施状況及び利用状況等の報告については、なお従前の例による。

（説明） 目黒区立在宅介護支援センターを廃止するため、条例廃止の必要を認め、この案を提出します。

資 料 1

目黒区立在宅介護支援センター条例

平成6年12月目黒区条例第43号

(設置)

第1条 在宅の介護を要する高齢者及び心身に障害を有する者並びにその家族等（以下「在宅の要介護者等」という。）に対し、在宅介護に関する情報の提供及び相談・在宅の要介護者等と保健福祉サービスの提供を行う機関等（以下「関係機関等」という。）との連絡調整その他の援助を総合的に行うことにより、当該在宅の要介護者等の福祉の増進を図るため、目黒区立在宅介護支援センター（以下「在宅介護支援センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 在宅介護支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
目黒区立東が丘在宅介護支援センター	東京都目黒区東が丘一丁目6番4号

(事業)

第3条 在宅介護支援センターは、第1条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 介護機器を展示し、及び在宅介護に関する情報を収集し、利用に供すること。
- (2) 在宅介護に関する相談を行うこと。
- (3) 関係機関等による保健福祉サービスの提供に資する在宅の要介護者等に係る資料を整備すること。
- (4) 在宅の要介護者等が関係機関等による保健福祉サービスの提供を受けるための必要な手続の便宜を図ること。
- (5) 各種の保健福祉サービスの利用方法等に関する広報及びその積極的な利用についての啓発を行うこと。
- (6) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第24項に規定

する居宅介護支援を行うこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要であると認める事業

(休業日等)

第4条 在宅介護支援センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、区長は、必要があると認めるときは、臨時に休業日を定めることができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

(3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、臨時に休業日としないことができる。

3 在宅介護支援センターの利用時間は、規則で定める。

(利用することができる者)

第5条 在宅介護支援センターを利用することができる者は、目黒区（以下「区」という。）

の区域内に住所を有する在宅の介護を要する高齢者及び心身に障害を有する者、その家族
その他区長が必要であると認める者とする。ただし、第3条第6号に規定する事業に係る
利用をすることができる者は、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者とする。

(指定管理者による管理)

第5条の2 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定
により、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）

に、在宅介護支援センターの管理に関する業務のうち、次の業務を行わせることができる。

(1) 第3条に規定する事業に関する業務

(2) 在宅介護支援センターの施設（以下「施設」という。）及び器具等の日常の維持管理
に関する業務

(3) 施設の設備等の保全及び修繕（区長が指定するものに限る。）に関する業務

(指定の手続)

第5条の3 在宅介護支援センターの指定管理者としての指定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により適切な管理を行うことができると認める団体を候補者として選定し、議会の議決を経て、在宅介護支援センターの指定管理者に指定する。

- (1) 在宅介護支援センターの効用を最大限に発揮させることができること。
- (2) 在宅介護支援センターの運営に関して平等利用を確保することができること。
- (3) 管理を安定して行う物的能力、人的能力等を有すること。
- (4) 効率的な管理運営ができること。
- (5) 法令及び条例その他の規程を遵守し、適正な管理運営ができること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が別に定める基準
(指定の取消し等)

第5条の4 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当する団体であることが明らかになったときは、当該指定を取り消すものとする。

- (1) 区議会議員が、代表者その他の役員である団体
- (2) 区長又は副区長が、代表者その他の役員である団体（区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している団体及び区が財政支出等を行っている団体であつて区長が指定するものを除く。次号において同じ。）
- (3) 教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員が、代表者その他の役員である団体

2 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。
- (2) 前条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと区長が認めるとき。
- (3) 第5条の6第1項各号に掲げる管理の基準を遵守しないとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、指定管理者の責めに帰すべき理由によりその管理を継続させることが適当でないと区長が認めるとき。

(指定管理者の公表)

第5条の5 区長は、第5条の3第2項の規定による指定又は前条の規定による指定の取消

取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

- 2 指定管理者が前項に規定する義務を履行しないときは、区長が執行し、その費用を当該指定管理者から徴収する。

(事業報告書の提出)

第10条 指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において第5条の4の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して）30日以内に、規則で定めるところにより、管理の業務の実施状況及び利用状況等について、区長に報告しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成7年7月1日から施行する。

資料 2

目黒区立東が丘在宅介護支援センター位置図

(東京都目黒区東が丘一丁目6番4号)

